Ⅵ　参考資料

（参考１）加糖調製品の例

ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等

【使途：菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】

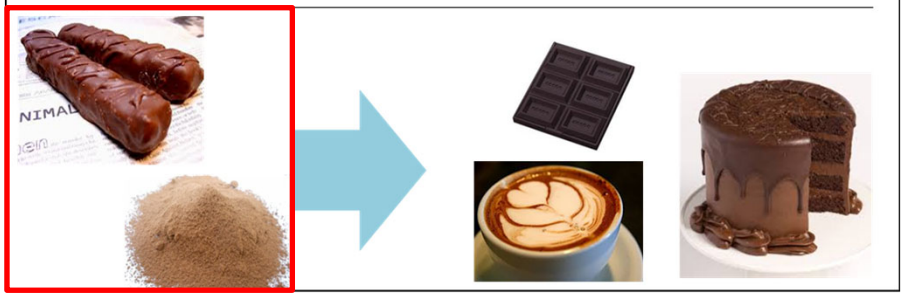

調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等

【使途：和菓子原料（加糖餡）等】

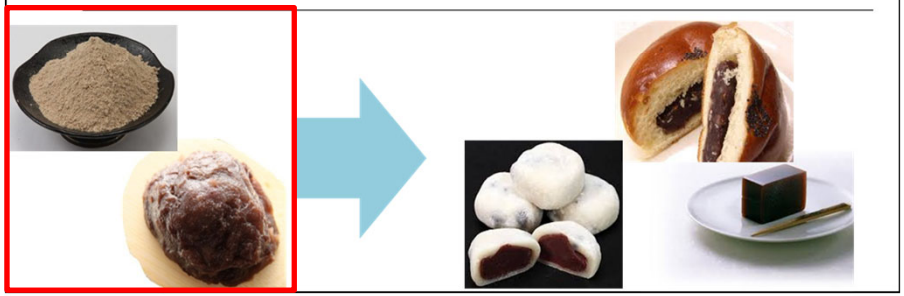

コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等

【使途：インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】

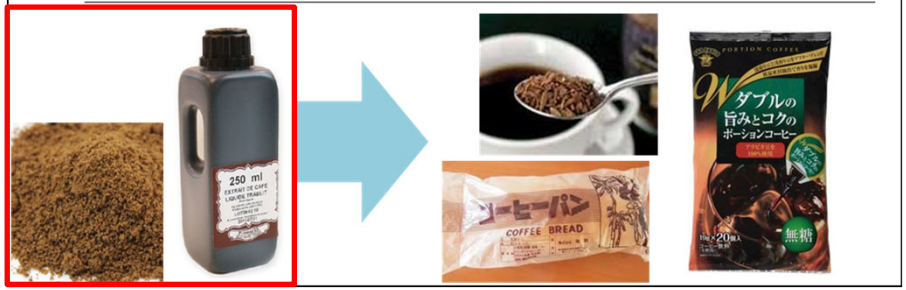

粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等

【使途：缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】

その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール（甘味料）の混合物、砂糖と塩の混合物等

【使途：菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】

（ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能）

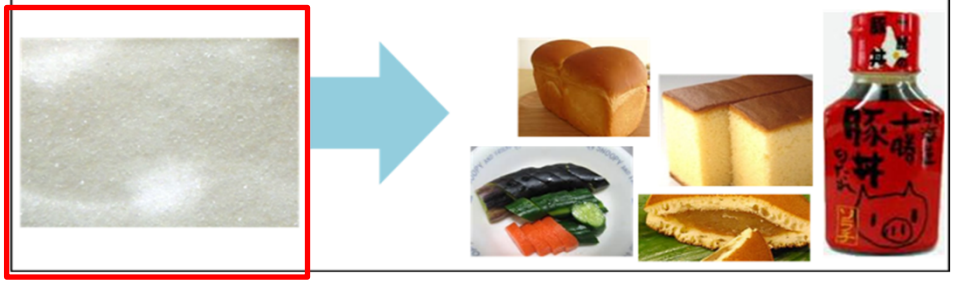

が加糖調製品

（参考２）ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡの合意内容

◆　粗糖・精製糖については、糖価調整制度を維持。
◆　砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、
①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。
②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

品目/WTO譲許税率	ＴＰＰ11の合意内容	日ＥＵ・ＥＰＡの合意内容
粗糖 71.8円/kg	• 現行の糖価調整制度、関税を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。 • 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。	• 現行の糖価調整制度、関税を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
精製糖 103.1円/kg		
加糖調製品 29.8%（加糖ココア粉） 25.0%（砂糖菓子） 10.0%（チョコレート菓子）等	• 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 • 品目ごとに関税割当枠を設定（品目ごとに６～11年目に枠数量を固定）。 • 枠内は無調整金。 • 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数量を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。	• 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 • 品目ごとに関税割当枠を設定（11年目に枠数量を固定）。 • 枠内は無調整金。 • 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は、段階的に11年目に関税撤廃。

（参考３） ＴＰＰ11税率のステージング一覧（調整金対象加糖調製品６品目）

品名 （税番）	WTO 譲許税率	1年目 （協定発効） 2018 （年度）	2年目 2019	3年目 2020	4年目 2021	5年目 2022	6年目 2023	7年目 2024	8年目 2025	9年目 2026	10年目 2027	11年目 2028	12年目 以降 2029～
ココア粉 （1806.10-110）	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 （液・粉・粒状、2kg超） （1806.20-121）	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 （ミルク30%未満） （1901.90-219）	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 （コーヒーエキス等） （2101.11-110）	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 （たんぱく質濃縮物等） （2106.10-219）	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 （乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪含有） （2106.90-284）	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%

（参考４）加糖調製品に係る令和５年度関税改正要望の概要

関税・外国為替等審議会関税分科会
（令和４年10月提出資料）

令和４年度改正の概要

◆　ＴＰＰ11交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち６品目について、令和４年度のＴＰＰ11税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の14品目（枠内即時無税品目）について、暫定税率の延長を措置。

令和５年度改正の要望内容

◆　暫定税率引下げ対象の６品目について、ＴＰＰ11加盟国の輸入シェアの上昇、また一部の加盟国では輸入量が急伸するなど、今後の輸入増の脅威は高まっている。

◆　ＴＰＰ11発効以降の調整金収入は、暫定税率の引下げ等により、当該収入を原資とした軽減措置により、実質的に国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリット。しかしながら、両者の間には依然として大きな価格差が存在。

◆　このため、加糖調製品からの調整金収入を段階的に増加させつつ、確実に確保し、今後もその価格差を縮小していくためにも、令和５年度のＴＰＰ11税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

◆　加えて、糖価調整制度の持続的な運営に向け、甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化や、輸入原料糖と国内産糖のバランスなど中長期的な在り方の検討を進めており、これらの取組とともに、国産の砂糖の競争力強化を図るための暫定税率の引下げ等を要望。
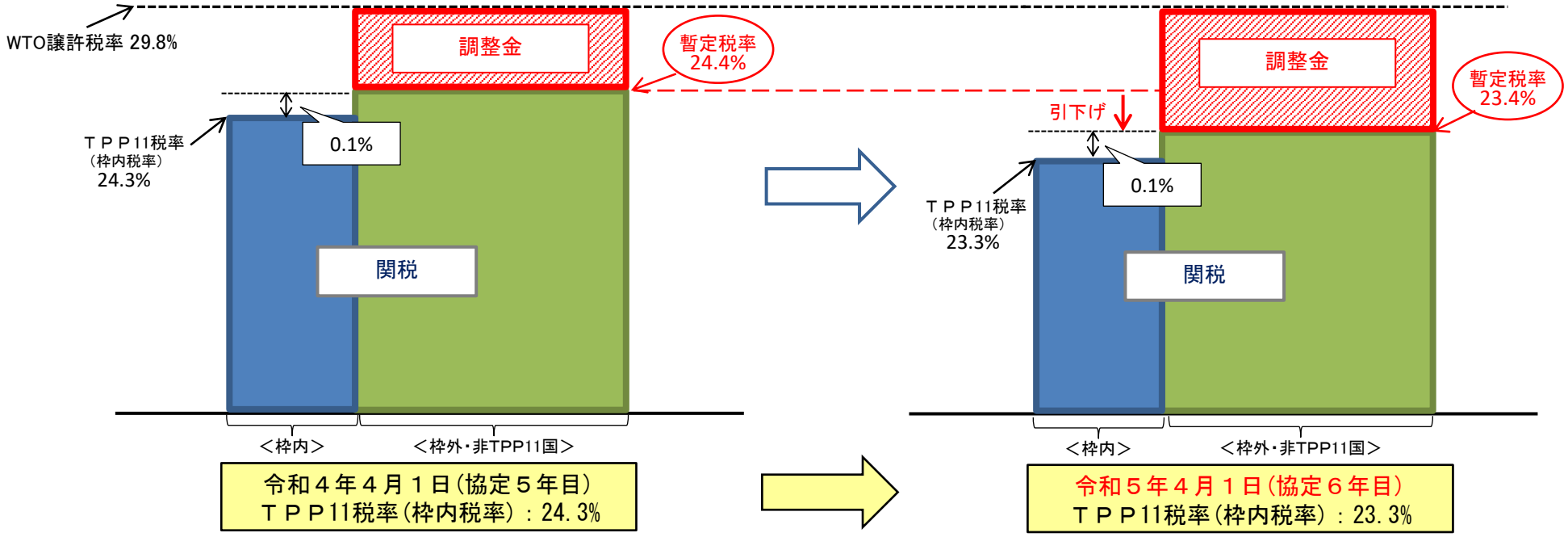
【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】